

# 水質保全みえ

No.41 平成 12 年 7 月

発行／(社)三重県水質保全協会 〒514-0004 津市栄町三丁目130  
 TEL 059-226-2058(総務課) TEL 059-226-0010(検査課)  
 FAX 227-8402(総務課用) FAX 226-8026(検査課用)

## 主 な 目 次

平成12年度スローガン	1
第16回通常総会を開催	2
新たに就任された役員の方々	5
役員名簿・委員会	6
各表彰者の紹介	7
新規入会者の紹介・会員状況	9
浄化槽法の一部改正	10

## 平成12年度 スローガン

- 一、単独処理浄化槽の新設廃止を徹底し、さらに21世紀初頭には既設単独処理浄化槽もすべて合併処理浄化槽に転換する運動を全国的に展開する。
- 一、生活排水処理計画を策定する上で、合併処理浄化槽は、きわめて有効な手段であることを積極的にPRし、その普及促進を図る。
- 一、合併処理浄化槽の計画的整備と維持管理システムの体制確立のため、行政的・財政的措置の一層の充実強化を図る。
- 一、小型合併処理浄化槽機能保証制度を完全に実施し、浄化槽の社会的信頼を確保するため、すべての会員の協力体制を確立する。
- 一、浄化槽に係る技術開発の要請に応えるとともに、それに対応する関係技術者の資質の一層の向上を図り、もって浄化槽業界の社会的地位の確立に努める。
- 一、合併処理浄化槽は、世界に誇るべき生活排水処理施設であり、海外にも広く情報を提供し、地球の環境を守ることに貢献する。

平成12年5月30日



社団法人 三重県水質保全協会

## 平成12年度 第16回通常総会を開催

全議案を原案どおり可決承認

平成12年5月30日、三重県社会福祉会館（3F講堂）において、会員400名中、279名（本人出席57名、委任状提出者222名）の出席を得て盛大に開催致しました。



挨拶をする西岡会長

総会は午後1時30分、小泉副会長の開会の宣言により開会し、西岡会長の21世紀に向け新たな決意を盛り込んだ挨拶が行われました。

総会の席上、浄化槽業界発展並びに水環境保全に尽力されました方々に、協会功労者表彰並びに事業功労者表彰の表彰状と記念品が、西岡会長より授与され、合わせて浄化槽業界の発展並びに生活環境保全の長年の功績により、曾良理事に全浄連会長感謝状が授与されました。さらに、三重県知事北川正恭様の祝辞、参議院議員齋藤十朗様の祝辞、三重県県議会健康福祉環境常任委員長福田慶一様の祝辞、三重県合併処理浄化槽普及促進協議会・会長（津市長）近藤康雄様の祝辞、川北宗夫全浄連会長の祝電が披露されました。

総会の議長に、(株)AS設備工業の中村昭芳氏を選出し、各議案について審議が行われ、全議案とも原案通り可決承認されました。

最後に執行部提案として協会スローガンを採択し、加治勝巳理事の閉会の辞をもって、滞りなく終了しました。

## 西 岡 会 長 挨拶



本日は、ご多用のなかご出席をいただき誠にありがとうございます。  
平素は、当協会の事業運営につきまして、格別のご協力、ご支援賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この数年何かと政治経済とも混迷を極め、まことに厳しい社会情勢のなか、何とか当協会の目標を遂行させていただきました事は、本日ご列席の皆様方の平素からのご支援、ご尽力の賜物と協会役員一同を代表いたしまして、深く感謝いたしている所存でございます。

顧みますれば、「浄化槽」というものはつい最近まで、今日程社会の脚光をあびるものではありませんでした。むしろ日陰の存在であったかと思えます。

しかるに、近年来たるべき新しい21世紀に向けて、何とかこの地球の環境汚染を撲滅しようと言う世界的な流れの中で、ようやく我々の取り扱ってまいりました「浄化槽」が、国家的水準で脚光をあびてきた次第でございます。

この事は、今まで数多くの当協会先輩各位のこれまでの地道な御努力が、今日やっと報われたものであると思えますと、感無量でございます。

そして、この貴重な浄化槽という「火」（ともしび）を消すことなく、ますます盛んに輝くように守ってまいります事が、私どもの協会の使命であると、肝に命じて、本日、心新たにしている所存でございます。

浄化槽の事前構造承認・機能保証そして法定検査と協会事業は11年度までは、各方面のご尽力、ご協力を持ちまして何とか円滑に進展してまいりました。

そして、本年4月には、指定検査機関の認可を向こう5年間、県御当局から頂いた次第であります。

ますます、当協会といたしましては、これらの諸事業を発展させ、環境の浄化に寄与し、業界の向上に寄与いたしたく思います。この事は、21世紀に向けまして、我々の次の世代が希望を持って、そして誇りを持って、「浄化槽」の仕事に従事できる環境を残す事につながると確信している次第であります。

本会の更なる発展を期して、会員各位のご支援をお願いして挨拶とさせていただきます。



# 議案

- 第1号議案 平成11年度事業及び収支決算報告並びに監査報告について
- 第2号議案 平成12年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
- 第3号議案 平成12年度借入金限度額の設定について
- 第4号議案 平成13年度暫定予算の承認について
- 第5号議案 任期満了に伴う新役員の承認について



# 来賓の紹介

参議院議長 齋藤十朗様	秘書	中森治夫様
三重県議会健康福祉環境常任委員長		福田慶一様
三重県環境部	審議監	小林和夫様
三重県県土整備部建築住宅課	建築指導監	谷口孝夫様
津市環境部	部長	木村正様
津市環境部環境保全課	課長	上杉雅員様
(財)三重県環境保全事業団	専務理事	谷口邦夫様
三重県環境整備事業協同組合	理事長	木室啓治様
三重県環境整備事業協同組合	副理事長	宝門孝雄様
三重県環境整備事業協同組合	常務理事	濱口吉朗様
三重県環境整備事業協同組合	理事青年部長	新垣光廣様
自由民主党県議団	三重県議会議員	中川正美様



## 新たに就任された役員の方々



会長 大塚清次 氏  
西原ネオ工業(株)



副会長 宝門孝雄 氏  
志摩環境事業協業組合



理事 角前政見 氏  
中南勢清掃(有)



理事 木村誠男 氏  
(株) コ ス モ



理事 神農晴祥 氏  
(有)桑名クリーンワールド



理事 濱中英伸 氏  
(有)熊野清掃衛生舎



監事 大竹 豊 氏  
東武産業(株)



監事 砂田 浩 氏  
大台衛生社



監事 米山茂昭 氏  
(株) ハ マ ネ ッ

## 役員名簿

理事 22名 監事 4名

自 平成12年5月31日  
至 平成14年5月30日

役職名	氏名	事業所又は所属	部会等
会長	大塚清次	西原ネオ工業(株)	メーカー
副会長	小泉文雄	三重藤吉工業(株)	メーカー
〃	中村昭芳	(株)AS設備工業	施工
〃	小倉康一	(株)南清社	保守点検
〃	宝門孝雄	志摩環境事業協業組合	清掃
理事	谷口曙志	ダイキ(株)	メーカー
〃	木村強	フジクリーン工業(株)	〃
〃	松平仁	東洋プラント(株)	〃
〃	加治勝巳	(株)三重物産	施工
〃	赤池貞美	三和住設(株)	〃
〃	長谷清文	(株)ニッセイ	〃
〃	上田元洋	(有)明和設備工業	〃
〃	原田日出夫	(株)カンキョー	保守点検
〃	加藤順健	トーケンサービス(株)	〃
〃	曾良英雄	日本環境保全エンタープライズ	〃
〃	溝口勝	近畿環境サービス(株)	〃
〃	角前政見	中南勢清掃(有)	清掃
〃	木村誠男	(株)コスモ	〃
〃	神農晴祥	(有)桑名クリーンワールド	〃
〃	濱中英伸	(有)熊野清掃衛生舎	〃
〃	谷口邦夫	(助)三重県環境保全事業団	特別会員
〃	上杉雅員	津市環境部環境保全課	〃
監事	米山茂昭	(株)ハマネツ	メーカー
〃	大竹豊	東武産業(株)	施工
〃	大西寛	(株)大西鉄工所	保守点検
〃	砂田浩	大台衛生社	清掃

## 委員会構成

委員会	委員氏名					◎委員長 ○副委員長
総務委員会	◎木村誠男 宝門孝雄	○加治勝巳 松平仁	小泉文雄	中村昭芳	小倉康一	
広報委員会	◎木村強	○長谷清文	曾良英雄	神農晴祥		
技術委員会	◎原田日出夫	○上田元洋	小泉文雄	溝口勝	濱中英伸	
法定検査委員会	◎加藤順健	○赤池貞美	中村昭芳	谷口曙志	角前政見	

## 厚生大臣表彰・全浄連会長顕彰受賞



大塚清次氏  
西原ネオ工業(株)

全浄連法人許可20周年記念式典の席上、多年にわたり浄化槽関係事業に携わり、生活環境保全及び公衆衛生の向上に寄与するとともに浄化槽業界発展に尽力された功績により、厚生大臣表彰を受賞され、第21回全浄連通常総会においては、全浄連会長顕彰を受賞されました。改めてお祝い申し上げます。

## 全浄連会長表彰受賞



中村昭芳氏  
(株)AS設備工業

第21回全浄連通常総会の席上、多年にわたり浄化槽関係事業に携わり、生活環境保全及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、浄化槽業界発展に尽力された功績により、全浄連会長表彰を受賞されました。改めてお祝い申し上げます。

## 全浄連会長感謝状受賞



曾良英雄氏  
日本環境保全エンタープライズ

多年にわたり生活環境保全及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、浄化槽業界の発展に尽力された功績により、全浄連会長感謝状を受賞されました。

改めてお祝い申し上げます。



## （社）三重県水質保全協会表彰受賞者

平成12年度通常総会において、多年にわたり生活環境保全及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、水質保全協会の発展に尽力された功勞により、4名の理事の方々が協会功勞者表彰を受賞され、浄化槽業界発展に尽力された功勞により、2名の方々が事業功勞者表彰を受賞されました。改めてお祝い申し上げます。



協会功勞者  
山口和夫氏  
(有)一志合同



協会功勞者  
谷口曙志氏  
ダイキ(株)



協会功勞者  
赤池貞美氏  
三和住設(株)



協会功勞者  
曾良英雄氏  
日本環境保全エンタープライズ



事業功勞者  
西川満次氏  
志摩環境事業協業組合



事業功勞者  
矢頭敏明氏  
五愧住設(株)

### お知らせ

平成12年4月1日付

#### 事務局 新体制 始動

事務局長に 中口 孝 氏 就任

検査部において 新たに

上田 俊夫 検査部長

長谷川 靖 検査指導部長

高桑 三 明 分析指導主任 が就任しました。





## 会員の入会及び異動について

### 入会者の紹介

(12. 3. 1 ~ 12. 6. 30)

屋号及び氏名 (名称及び代表者氏名)	所 在 地	区 分 所属部会	入 会 年 月 日
前 田 商 店 前 田 洋 子	上野市市部609	正 会 員 施 工	平成12年3月6日
東 亜 設 備 工 業 (有) 代表取締役 西 村 優	津市住吉町1番10号	正 会 員 施 工	平成12年5月11日

### 退 会

(12. 4. 1 ~ 12. 6. 30)

屋号及び氏名 (名称及び代表者氏名)	所属部会	退 会 年 月 日
(有) 日 世 商 会 舟 橋 修	施 工	平成12年4月1日
ヤマキ工業浄化槽管理部 山 本 明	保 守	平成12年4月12日
(有) 中 西 水 道 中 西 豊	施 工	平成12年5月10日
ミエ設備工業(株) 中 村 正 盛	施 工	平成12年5月26日
伊 藤 設 備 伊 藤 晴 雄	施 工	平成12年6月28日
ブリッジ商会 橋 爪 浄	施 工	平成12年6月28日

### 変 更

(12. 4. 1 ~ 12. 6. 30)

屋号及び氏名 (名称、代表者氏名)	変 更 前 (変 更 事 項)	変 更 後
赤尾住宅設備	安田化成商会 (名称)	赤尾住宅設備
南勢設備有限会社 代表取締役 坂口 広行	坂 口 健 一 (代表者氏名)	代表取締役 坂 口 広 行
上野ガス株式会社 取締役社長 木津 龍平	中 井 正 夫 (代表者氏名)	取締役社長 木 津 龍 平
日立化成工業株式会社 支 店 長 炭 竈 信 利	関 根 正 之 (代表者氏名)	支 店 長 炭 竈 信 利
株式会社 イビデン住設 代表取締役 石 井 清	渡 辺 一 光 (代表者氏名)	代表取締役 石 井 清
クリーンアップTAKI有限会社	有限会社多気衛生社 (名称)	クリーンアップTAKI有限会社

現在の会員状況は、以下のとおりです。 (平成12年6月30日現在)

部 会	メーカ	施 工	保守点検	清 掃	合 計
会 員 数	3 6	2 6 0	6 0	3 5	3 9 1

複数業種の会員については4部会のいずれかに所属しています。

## 法定検査員紹介

平成12年5月より、新たに4名が検査員として従事しています。



西尾純一



松本明子



松本竜太郎



松木亮太

## 浄化槽法の一部改正

単独槽を定義から除外

平成13年4月から施行

浄化槽法の一部改正案が5月29日、参議院本会議で可決成立しました。主な内容は以下のとおりです。

### 1. 浄化槽の定義

浄化槽の定義から、し尿のみを処理する単独浄化槽を除外する。(第2条第1号)

### 2. 雑排水の処理等

①何人も、浄化槽で処理した後でなければ、雑排水を公共用水域に放流してはならない。(第3条第2項)

②何人も、下水道に放流する場合を除き、し尿を処理するための施設又は設備として、浄化槽以外のものを設置してはならない。ただし、下水道予定区域内においては、この限りではない。(第3条の2・第1項)

(下水道予定区域については、概ね7年、平均3～4年程度で整備が完了し、供用開始される区域をさす)

### 3. 既存単独浄化槽に係る経過措置等

①処理既存単独浄化槽を使用する者は、し尿及び雑排水を処理する浄化槽(合併浄化槽)の設置等に努めなければならない。(附則第3条)

②道路占用の許可対象となる施設として、浄化槽を定める。(附則第5条)

## 昭和55年建設省告示第1292号の一部改正

(平成12年5月31日建設省告示第1465号)

平成12年6月1日施行

尿尿浄化槽の構造方法を定める件のうち、主な改正部分は次のとおり。

1. 「第1第一号 分離接触ばっ気」「第1第二号 分離ばっ気」「第1第三号 散水濾床」(いずれも単独浄化槽)を削除する。

2. 「第1第四号 分離接触ばっ気」 → 「第1第一号 分離接触ばっ気」  
「第1第五号 嫌気濾床接触ばっ気」 → 「第1第二号 嫌気濾床接触ばっ気」  
「第1第六号 脱窒濾床接触ばっ気」 → 「第1第三号 脱窒濾床接触ばっ気」  
「第1第七号 一般構造」 → 「第1第四号 一般構造」に、それぞれ変更されます。

3. 「第7第一号 接触ばっ気・砂濾過」 → 「第7第一号 接触ばっ気・濾過」単位装置の名称において、「砂濾過原水槽」「砂濾過装置」「砂濾過処理水槽」が、それぞれ「濾過原水槽」「濾過装置」「濾過処理水槽」に変更されます。

4. 構造方法の第9に「消泡装置の設置」が追加されました。

5. 構造方法の「第13」が削除されました。

6. 施行日以前に設置された尿尿浄化槽、又は平成12年11月30日までに設置される浄化槽で、改正前の第1第一号から第三号までの規定に適合しているものについては、改正後の規定による構造方法を用いたものとみさす。(附則第2及び3)

(注) 告示施行後、実質的に、単独浄化槽は設置できなくなります。ただし、附則2の取り扱いについて、三重県では、建築確認済の日付が平成12年12月1日以降となる場合との説明がありました。

### 事務局よりお知らせ

職員の福利厚生充実のため、夏期休暇を設けています。つきましては、以下のとおり事務所業務を休ませていただきますので、よろしくご理解の程お願い申し上げます。

**夏期休暇 8月13日から8月15日まで**